

桂坂学区自治連合会 諸規定

[桂坂学区自治連合会役員候補者の選出方法に係る規定]

(平成 25 年 12 月 7 日、桂坂学区自治連合会平成 25 年度第 11 回役員会にて可決)
(令和 6 年 1 月 6 日、桂坂学区自治連合会令和 5 年度第 10 回役員会にて改定可決)

1. 桂坂学区自治連合会(以下、「自治連」という)会則(以下、「会則」という)第5条における役員(以下、「役員」という)のうち、会長、副会長、会計、事務局長、事務局担当(以下、「本部常任役員」という)については、各自治会、各種団体、本部常任役員のいずれかから推薦を受けた者を互選し、会則第8条に定める総会(以下、「総会」という)に上程する役員・役職案とする。
2. 本部常任役員を除く役員については、総会に先立って開催される総会準備会合にて、新年度の自治会長らの互選により役員・役職案を作成し、総会に上程する。
3. 本部常任役員候補者の役員・役職案は、上記の総会準備会合に報告される。
4. 自治連事務局は、本部常任役員候補者について、各候補者の居住地にある自治会において自治会員であることを当該自治会に確認する。
5. 総会に上程する本部常任役員の役員・役職案には、本部常任役員就任通算年数が当該年度において20年を超えない見込みの者を載せることとする。ただし、新年度総会の直前年度の本部常任役員の4分の3以上の同意があった場合には、この限りではない。

[桂坂学区自治連合会の役員会議への補助人出席に係る規定]

(平成 25 年 12 月 7 日、桂坂学区自治連合会平成 25 年度第 11 回役員会にて可決)

1. 桂坂学区自治連合会(以下、「自治連」という)会則(以下、「会則」という)第9条における役員会議(以下、「役員会議」という)に、その構成者である会則5条に定める役員・幹事の他に、補助人として、次に定める者の出席を認める。
 - 桂坂学区自治連合会を構成する自治会もしくは各種団体の役員で、その役員の属する団体の長である自治連役員もしくは幹事による出席了解、及び、自治連会長による出席了解を得た者。
2. 役員・幹事が、補助人を恒常的に役員会に出席させることは認めない。
3. 補助人は、原則として1名に限り出席できるとし、発言は、役員・幹事がすべき説明の補助的なもの等とし、議事に参加することはできない。
4. 自治連会長が役員会議に招へいする自治連の構成者でない団体・個人、また、広報活動等のために役員会議を訪れる者については、当規定は適用されない。

[桂坂学区自治連合会に各種団体として入会する際の手続きに関する規定]

(平成 26 年 8 月 2 日、桂坂学区自治連合会平成 26 年度第 4 回役員会にて可決)

1. 桂坂学区自治連合会(以下、「自治連」という)への入会を希望する団体は、自治連会長にその旨申し入れを行い、自治連会長了解のうえ、役員会議において承認を得た場合に入会することができるものとする。
2. 加入団体は、入会と同時に代表者1名を自治連会長に届け出るものとする。尚、代表者に変更があった際は、その都度
3. 新たな代表者を自治連会長に届け出るものとする。

[桂坂学区自治連合会弔事規定]

(平成 27 年 2 月 7 日、桂坂学区自治連合会平成 26 年度第 10 回役員会にて可決)

(目的)

第1条

桂坂学区自治会連合会(以下「自治連」という)の役職者等の弔事への対応を定める。

(対象)

第2条

本規定における「役職者」とは次のとおりとする。

自治連の会長、副会長、会計、事務局長、事務局担当、広報担当、自治会館担当、監査役、顧問、自治会長、幹事。

(弔慰金、供花)

第3条

- ① 自治連会長が下記表の事象の情報を得た場合には、供花を下記の表にもとづき贈る。
- ② 原則として、弔慰金は贈らない。
- ③ 下記表の他等で、自治連会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

事象	名目	目安額
自治連会長の死亡	供花	20000 円
第2条に定める対象者のうち自治連会長を除く者の死亡	供花	10000 円
役職者の配偶者の死亡	供花	10000 円
役職者に同居する直系第1親等親族の死亡	供花	10000 円
元自治連会長の死亡	供花	10000 円

(連絡)

第4条

役職者は、第3条の事象に規定する情報を得たならば、速やかに、自治連の会長もしくは副会長に、その旨、連絡する。

[附則]

この規定は、平成27年4月1日から適用する。